

## 非課税対象施設一覧表

| 整理<br>番号 | 対 象                                             | 要 件 等 ( 概 略 )                                                                                              | 適用の有無 |      | 根拠法令               |
|----------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------|--------------------|
|          |                                                 |                                                                                                            | 資産割   | 従業者割 |                    |
| 1        | 国 及 び 公 共 法 人                                   | 国、非課税独立行政法人及び法人税法に規定する公共法人                                                                                 | ○     | ○    | 法701の34<br>①       |
| 2        | 公 益 法 人 等                                       | 法人税法に規定する公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業                                                                       | ○     | ○    | 〃<br>②             |
| 3        | 教 育 文 化 施 設                                     | 博物館、図書館、幼稚園                                                                                                | ○     | ○    | 〃<br>③-3           |
| 4        | 公 衆 浴 場                                         | 知事が入浴料金を定める公衆浴場                                                                                            | ○     | ○    | 〃<br>③-4           |
| 5        | と 畜 場                                           | と畜場法に規定すると畜場                                                                                               | ○     | ○    | 〃<br>③-5           |
| 6        | 死 亡 獣 畜 取 扱 場                                   | 化製場等に関する法律に規定する死亡獣畜取扱場                                                                                     | ○     | ○    | 〃<br>③-6           |
| 7        | 水 道 施 設                                         | 水道法に規定する水道事業者等の管理に属する水道施設                                                                                  | ○     | ○    | 〃<br>③-7           |
| 8        | 一 般 廃 棄 物<br>処 理 施 設                            | 区市町村長の許可、認定又は委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設                                                            | ○     | ○    | 〃<br>③-8           |
| 9        | 病 院 ・ 診 療 所 等                                   | 医療法に規定する病院及び診療所、介護保険法に規定する介護老人保健施設並びに看護師等医療関係者の養成所                                                         | ○     | ○    | 〃<br>③-9           |
| 10       | 社 会 福 祉 施 設 等                                   | 社会福祉施設、保護施設、児童福祉施設、認定こども園、老人福祉施設、障害者支援施設等                                                                  | ○     | ○    | 〃<br>③-10<br>～10の9 |
| 11       | 農 林 漁 業<br>生 産 施 設                              | 農業、林業、漁業を営む者が直接生産の用に供する施設                                                                                  | ○     | ○    | 〃<br>③-11          |
| 12       | 農 業 協 同 組 合 等<br>共 同 利 用 施 設                    | 農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設                                                                     | ○     | ○    | 〃<br>③-12          |
| 13       | 卸 売 市 場 等                                       | 卸売市場、付設集団売場等、指定場外保管場所                                                                                      | ○     | ○    | 〃<br>③-14          |
| 14       | 電 気 事 業 用 施 設                                   | 電気事業法に規定する電気事業の用に供する施設                                                                                     | ○     | ○    | 〃<br>③-16          |
| 15       | ガ ス 事 業 用 施 設                                   | ガス事業法に規定する一般ガス導管事業又はガス製造事業の用に供する施設                                                                         | ○     | ○    | 〃<br>③-17          |
| 16       | 中 小 企 業 の<br>集 積 の 活 性 化<br>事 業 等 用 施 設         | 独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものを行う者が、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて設置する施設で一定のもの | ○     | ○    | 〃<br>③-18          |
| 17       | 中 小 企 業 の 産 業 の<br>国 際 競 争 力 強 化<br>事 業 用 施 設 等 | 総合特別区域法に規定する事業を行う中小企業者が区市町村から資金の貸付けを受けて設置する施設で一定のもの                                                        | ○     | ○    | 〃<br>③-19          |

| 整理<br>番号 | 対 象                        | 要 件 等 ( 概 略 )                                                                 | 適用の有無 |      | 根拠法令            |
|----------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------|------|-----------------|
|          |                            |                                                                               | 資産割   | 従業者割 |                 |
| 18       | 鉄 道 事 業 用 施 設              | 鉄道事業者又は軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所及び発電施設以外の施設                                  | ○     | ○    | 法701の34<br>③-20 |
| 19       | 自 動 車 運 送<br>事 業 用 施 設     | 一般乗合旅客自動車・一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業を営業者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設                 | ○     | ○    | 〃<br>③-21       |
| 20       | 自 動 車 ターミ<br>ナ ル 用 施 設     | 自動車ターミナル法に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で、事務所以外の施設                            | ○     | ○    | 〃<br>③-22       |
| 21       | 国 際 路 線 航 空<br>事 業 用 施 設   | 国際路線に就航する航空機が使用する公共飛行場に設置される施設で、航空運送事業者がその事業の用に供する施設のうち当該国際路線に係るもの            | ○     | ○    | 〃<br>③-23       |
| 22       | 電 気 通 信 施<br>設 業 用 施 設     | 電気通信事業法に規定する無線通話装置を用いる事業以外の電気通信事業を営む事業者のうち、総務省告示で指定された事業者の事務所、研究施設及び研修施設以外の施設 | ○     | ○    | 〃<br>③-24       |
| 23       | 一 般 信 書 便<br>事 業 用 施 設     | 民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち一定のもの                      | ○     | ○    | 〃<br>③-25       |
| 24       | 郵 便 事 業 用 施 設              | 日本郵便株式会社が業務の用に供する施設のうち一定のもの                                                   | ○     | ○    | 〃<br>③-25の2     |
| 25       | 勤 労 者 の<br>福 利 厚 生 施 設     | 事業を行う者等が設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設                                                | ○     | ○    | 〃<br>③-26       |
| 26       | 路 外 駐 車 場                  | 駐車場法に規定する道路の路面外に設置される一般公共の用に供される駐車施設で、都市計画において定められた都市計画駐車場等                   | ○     | ○    | 〃<br>③-27       |
| 27       | 駐 輪 場                      | 都市計画において定められた自転車等駐車場                                                          | ○     | ○    | 〃<br>③-28       |
| 28       | 高 速 道 路 施<br>設 業 用 施 設     | 各高速道路株式会社が高速道路の新設又は改良、高速道路について行う維持、修繕、その他の管理等一定の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設         | ○     | ○    | 〃<br>③-29       |
| 29       | 消 防 用 設 備 等 ・<br>防 災 施 設 等 | 特定防火対象物に設置される消防用設備又は防災施設等                                                     | ○     | —    | 〃<br>④          |
| 30       | 港 湾 運 送<br>事 業 用 施 設       | 港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で、労働者詰所及び現場事務所に係る従業者給与総額                               | —     | ○    | 〃<br>⑤          |

(平成29年4月1日現在)

### 勤労者の福利厚生施設（法 701 の 34③-26）

事業を行う者又は事業を行う者で組織する団体が経営する専ら当該事業を行う者又は当該団体の構成員である事業を行う者が雇用する勤労者の利用に供するための福利厚生施設並びにこれらの者等から経営の委託を受けて行う事業に係る施設で専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設が対象となります。

福利厚生施設とは、具体的には、体育館、保養所、理髪室、医務室、更衣室、休憩室、娯楽室、食堂、売店、喫茶室、喫煙室等であって、業務に使用されておらず、専ら勤労者の利用に供されるものをいいます。

ただし、タクシー乗務員の仮眠所、制服着用者の更衣室、工場の浴室、研修施設等、業務の性質上設置された施設は、福利厚生施設には該当しません。

福利厚生施設に該当するには、壁又はこれと同等の機能を有する固定物によって仕切られているなど一定の場所に固定された施設であることが必要です。容易に移動可能なロッカーなどで区切られているスペースは福利厚生施設に該当しません。

### 路 外 駐 車 場（法 701 の 34③-27）

路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設で、一般公共の用に供されるものをいいます。

なお、一般公共の用に供される駐車場とは、その利用について一般に公開され、不特定多数の自由な利用に供されるものをいい、一般的な営業形態としては、時間単位で駐車料金を設定しているいわゆる時間貸しがこれにあたります。

非課税となるのは、このうち、都市計画において定められた路外駐車場、駐車場法の規定により届出がされた路外駐車場及び不特定多数の者が利用する公共施設等から一定の距離（おおむね 200 メートル）以内に設置される路外駐車場です。

また、非課税対象床面積には、駐車用のみに供する部分だけでなく、車路、料金徴収所及び機械式駐車場のターンテーブル等も含まれます。

## 消防用設備等・防災施設等（法 701 の 34④）

消防用設備等及び防災施設等とは、百貨店、旅館その他の消防法第 17 条第 1 項に規定する防火対象物で多数の者が出入りするものとして地方税法施行令第 56 条の 43 第 1 項で定める防火対象物（特定防火対象物）に設置される消防用設備等及び防災施設等で一定のものをいいます。

したがって、次の「表 1」に掲げる特定防火対象物内に設置される、「表 2」に掲げる消防用設備等及び防災施設等の床面積について、一定割合が非課税となります。

このため、特定防火対象物以外の一般事業用家屋に当該設備等が設置されていても、これらの施設は非課税施設に該当しないので、ご注意ください。

なお、特定防火対象物の確認は、「消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証」等にて行います。

**【表 1】 特定防火対象物一覧表**

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)      | イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場<br>ロ 公会堂又は集会場                                                                                                                                                                                                                                        |
| (2)      | イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの<br>ロ 遊技場又はダンスホール<br>ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに(1)イ、(4)、(5)イ及び(9)イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの<br>ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの |
| (3)      | イ 待合、料理店その他これらに類するもの<br>ロ 飲食店                                                                                                                                                                                                                                          |
| (4)      | 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場                                                                                                                                                                                                                                           |
| (5)      | イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの                                                                                                                                                                                                                                               |
| (6)      | イ 病院、診療所又は助産所<br>ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）等<br>ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（(6)ロ以外のもの）、老人福祉センター、有料老人ホーム（(6)ロ以外のもの）等<br>ニ 幼稚園又は特別支援学校                                                              |
| (9)      | イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの                                                                                                                                                                                                                                        |
| (16)     | イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)から(4)まで、(5)イ、(6)又は(9)イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの                                                                                                                                                                                                     |
| (16 の 2) | 地下街                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (16 の 3) | 準地下街                                                                                                                                                                                                                                                                   |

（注） 本表は、消防法施行令 別表第一に基づき作成したものです。

【表2】消防用設備等及び防災施設等に係る非課税施設一覧表

|                            |                     | 整理<br>番号 | 非 課 税 対 象 床 面 積                                                                                                           | 非課税<br>割 合                                                                                                                         |                  |
|----------------------------|---------------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 特殊消防用設備等<br>令56の43②        | 消 防 法 ・ 同 施 行 令     | 1        | 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の消防用設備等に係る水槽の設置部分、ポンプ室、パイプスペースの部分、及びこれらの設備の非常電源に係る発電室、蓄電室、変電室、電気配線シャフトの部分                               | 全部                                                                                                                                 |                  |
|                            |                     | 2        | 総合操作盤その他消防用設備等の操作機器の設置部分                                                                                                  |                                                                                                                                    |                  |
|                            |                     | 3        | 消火薬剤の貯蔵庫                                                                                                                  |                                                                                                                                    |                  |
|                            |                     | 4        | 動力消防ポンプの設備の格納庫                                                                                                            |                                                                                                                                    |                  |
|                            |                     | 5        | 消火栓箱、消防用器具の格納箱等                                                                                                           |                                                                                                                                    |                  |
|                            |                     | 6        | 避難器具の設置部分                                                                                                                 |                                                                                                                                    |                  |
|                            |                     | 7        | 排煙設備の風道及び排煙機の設置部分                                                                                                         |                                                                                                                                    |                  |
| 防 災 施 設 等<br>令56の43③・規24の9 | 建 築 基 準 法 ・ 同 施 行 令 | 8        | 階段<br>(1) 特別避難階段の階段室及び附室<br>(2) 避難階段の階段室<br>(3) (1)又は(2)以外の直通階段で避難階へ通ずるものの階段室<br>(4) (1)～(3)以外の階段室（防火区画されているものに限る。）       | 全部                                                                                                                                 |                  |
|                            |                     |          | 9                                                                                                                         | 廊下の部分                                                                                                                              | 1/2              |
|                            |                     |          | 10                                                                                                                        | 避難階における屋外への出入口の部分                                                                                                                  | 1/2              |
|                            |                     |          | 11                                                                                                                        | 非常用進入口のバルコニーの部分                                                                                                                    | 全部               |
|                            |                     | 12       | 中央管理室（2の部分を除く。）                                                                                                           | 1/2                                                                                                                                |                  |
|                            |                     | 13       | 昇降機等<br>(1) 非常用エレベーターの昇降路（機械室を含む。）及び乗降ロビー<br>(2) (1)以外のエレベーター、エスカレーター等の昇降路（防火区画されているものに限る。）<br>(3) 吹抜部分等（防火区画されているものに限る。） | 全部                                                                                                                                 |                  |
|                            | 東 京 都 火 災 予 防 条 例   |          | 14                                                                                                                        | 避難通路（主要避難通路及び補助避難通路）<br>(1) スプリンクラーの有効範囲内の避難通路<br>(2) (1)以外の避難通路                                                                   | 全部               |
|                            |                     |          |                                                                                                                           | 15                                                                                                                                 | 条例の規定に基づき設置する喫煙所 |
|                            |                     |          | 16                                                                                                                        | その他（行政命令に基づき設置するもの）<br>(1) 避難階段の附室<br>(2) 避難のための屋内バルコニー<br>(3) 防災センター及び防災サブセンター<br>(4) 消防用機器等の操作面積（行政命令により、その確保及び範囲が明定されているものに限る。） | 1/2              |

(注) 表中、非課税となる部分は、床面積を有する部分に限ります。

## 課税標準の特例対象施設一覧表

| 整理<br>番号 | 対 象                              | 要 件 等 ( 概 略 )                                           | 控除割合 |      | 根拠法令           |
|----------|----------------------------------|---------------------------------------------------------|------|------|----------------|
|          |                                  |                                                         | 資産割  | 従業者割 |                |
| 1        | 協 同 組 合 等                        | 法人税法に規定する協同組合等がその本来の事業の用に供する施設                          | 1/2  | 1/2  | 法701の41<br>①-1 |
| 2        | 各 種 学 校 等                        | 学校教育法に規定する専修学校・各種学校が直接教育の用に供する施設                        | 1/2  | 1/2  | 〃<br>①-2       |
| 3        | 公 害 防 止 施 設 等                    | 事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害防止のための施設                  | 3/4  | —    | 〃<br>①-3       |
| 4        | 産 業 廃 棄 物 収 集<br>運 搬 事 業 用 施 設 等 | 産業廃棄物の収集、運搬又は処分事業、浄化槽清掃事業又は廃油処理事業の用に供する施設で事務所以外の施設      | 3/4  | 1/2  | 〃<br>①-4       |
| 5        | 家 畜 市 場                          | 家畜取引法に規定する家畜市場                                          | 3/4  | —    | 〃<br>①-5       |
| 6        | 生 鮮 食 料 品 価 格<br>安 定 用 施 設       | 公的補助等により設置される消費地食肉冷蔵施設                                  | 3/4  | —    | 〃<br>①-6       |
| 7        | 醸 造 業 の<br>製 造 用 施 設             | みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で、包装、びん詰、たる詰等用以外の施設 | 3/4  | —    | 〃<br>①-7       |
| 8        | 木 材 市 場 ・<br>木 材 保 管 施 設         | せり売り等の方法により定期的に開場される木材市場又は製材業者等がその事業の用に供する木材保管施設        | 3/4  | —    | 〃<br>①-8       |
| 9        | ホ テ ル 、<br>旅 館 用 施 設             | 旅館業法に規定するホテル営業又は旅館営業の用に供する施設で、宿泊の用に係る施設                 | 1/2  | —    | 〃<br>①-9       |
| 10       | 港 湾 施 設 の う ち<br>一 定 の も の       | 港務通信施設、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所、船舶役務用施設                | 1/2  | 1/2  | 〃<br>①-10      |
| 11       | 港 湾 施 設 の<br>上 屋 、 倉 庫           | 上屋及び倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で、臨港地区内に設置されるもの                 | 3/4  | 1/2  | 〃<br>①-11      |
| 12       | 外 国 貿 易 コ ン<br>テ ナ ー 施 設         | 外国貿易のための船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設                 | 1/2  | —    | 〃<br>①-12      |
| 13       | 港 湾 運 送<br>事 業 用 上 屋             | 港湾運送事業のうち一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋                       | 1/2  | —    | 〃<br>①-13      |
| 14       | 倉 庫 業 者 の 倉 庫                    | 倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫                           | 3/4  | —    | 〃<br>①-14      |
| 15       | タ ク シ ー<br>事 業 用 施 設             | タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設                       | 1/2  | 1/2  | 〃<br>①-15      |
| 16       | 公 共 の 飛 行 場 に<br>設 置 さ れ る 施 設   | 公共の飛行場に設置される航空運送事業の用に供する施設で格納庫、運航管理施設、航空機整備施設等          | 1/2  | 1/2  | 〃<br>①-16      |
| 17       | 流 通 業 務 地 区 内<br>の 上 屋 、 店 舗 等   | 流通業務地区内に設置される貨物積卸施設、倉庫、上屋、卸売業等の用に供する店舗等                 | 1/2  | 1/2  | 〃<br>①-17      |

| 整理<br>番号 | 対 象                                 | 要 件 等 ( 概 略 )                                                              | 控除割合 |      | 根拠法令            |
|----------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|------|------|-----------------|
|          |                                     |                                                                            | 資産割  | 従業者割 |                 |
| 18       | 流 通 業 務<br>地 区 内 の<br>倉 庫 業 者 の 倉 庫 | 流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫                                      | 3/4  | 1/2  | 法701の41<br>①-18 |
| 19       | 特 定 信 書 便<br>事 業 用 施 設              | 民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち一定のもの                   | 1/2  | 1/2  | 〃<br>①-19       |
| 20       | 心身障害者多数<br>雇 用 事 業 所                | 心身障害者を多数雇用する一定の事業所等で、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金等の支給を受けている施設又は設備に係るもの             | 1/2  | —    | 〃<br>②          |
| 21       | 沖縄振興特定民間<br>観 光 関 連 施 設             | 沖縄振興特別措置法に規定する観光地形成促進地域に設置される一定の特定民間観光関連施設                                 | 1/2  | —    | 本法附則<br>33①     |
| 22       | 沖縄振興情報<br>通 信 産 業 施 設               | 沖縄振興特別措置法に規定する情報通信産業振興地域に設置される一定の情報通信産業等の用に供する施設                           | 1/2  | —    | 〃<br>33②        |
| 23       | 沖縄振興産業高度<br>化・事業革新<br>促 進 事 業 用 施 設 | 沖縄振興特別措置法に規定する産業高度化・事業革新促進地域に設置される一定の産業の用に供する施設                            | 1/2  | —    | 〃<br>33③        |
| 24       | 沖縄振興国際物<br>流 拠 点 産 業 施 設            | 沖縄振興特別措置法に規定する国際物流拠点産業集積地域に設置される一定の国際物流拠点産業の用に供する施設                        | 1/2  | —    | 〃<br>33④        |
| 25       | 特 定 農 産 加 工<br>事 業 用 施 設            | 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する特定農産加工業者等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設             | 1/4  | —    | 〃<br>33⑤        |
| 26       | 特 定 事 業 所 内<br>保 育 施 設              | 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間に政府の補助を受けた者が行う認可外の事業所内保育施設<br>※平成29年度税制改正により新設予定 | 3/4  | 3/4  | 〃<br>33⑥        |

(平成29年4月1日現在)



## 減免対象施設一覧表

| 整理<br>番号 | 対 象                | 要 件 等 ( 概 略 )                                        | 減免割合     |          | 根拠法令         |
|----------|--------------------|------------------------------------------------------|----------|----------|--------------|
|          |                    |                                                      | 資産割      | 従業者割     |              |
| 1        | 教科書出版<br>事業用施設     | 教科書の出版に係る売上金額が総売上金額の2分の1を超える場合の教科書出版事業用施設            | 1/2      | 1/2      | 条規36の3<br>－1 |
| 2        | 指定自動車<br>教習所       | 道路交通法に規定する指定自動車教習所                                   | 1/2      | 1/2      | 〃<br>－2      |
| 3        | 酒類卸売業の<br>保管用倉庫    | 酒税法により免許を受けた酒類の卸売業を行う者が当該事業の用に供する酒類の保管のための倉庫         | 1/2      | －        | 〃<br>－3      |
| 4        | タクシー<br>事業用施設      | タクシー台数が250台以下のタクシー事業者が本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設        | 全部       | 全部       | 〃<br>－4      |
| 5        | 小規模企業者等<br>設備助成施設  | 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付けを受けて設置された施設で、高度化事業用施設に相当するもの   | 全部       | 全部       | 〃<br>－5      |
| 6        | 慈善興行を<br>行う劇場等     | 劇場等で国又は都等の振興助成に係る演劇等の上演又は慈善興行がしばしば行われ公益性を有すると認められるもの | 1/2      | －        | 〃<br>－6      |
| 7        | 舞台等の<br>広い劇場等      | 定員制をとっている劇場等で、舞台、楽屋等の部分の面積が客席の部分の面積より大きいものの舞台等       | 1/2      | －        | 〃<br>－7      |
| 8        | 修学旅行用<br>バス施設      | 一般貸切旅客自動車運送事業者が修学旅行等の用に供する施設で事務所以外の施設                | 一定<br>割合 | 一定<br>割合 | 〃<br>－8      |
| 9        | 農林中央金庫             | 農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設                               | 全部       | 全部       | 〃<br>－9      |
| 10       | 農業協同組合等<br>の共同利用施設 | 農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設               | 全部       | 全部       | 〃<br>－10     |
| 11       | 古紙卸売業<br>用施設       | 古紙卸売業を行う者が直接当該事業の用に供する施設                             | 1/2      | －        | 〃<br>－11     |
| 12       | 家具保管用施設            | 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、当該家具に係る製品又は商品の保管の用に供する施設         | 1/2      | －        | 〃<br>－12     |
| 13       | ビルメンテナ<br>ンス業用施設   | ビルメンテナンス業を行う者が直接当該事業の用に供する施設                         | －        | 全部       | 〃<br>－13     |
| 14       | 製革業用施設             | 製革業を行う者が直接当該事業の用に供する施設で、事務所以外の施設                     | 1/2      | －        | 〃<br>－14     |
| 15       | 火 葬 場              | 墓地、埋葬等に関する法律に規定する火葬場で、事務所以外の施設                       | 全部       | 全部       | 〃<br>－15     |
| 16       | 果実飲料等の<br>保管用倉庫    | 果実飲料、炭酸飲料の製造の事業を行う中小企業者が、当該事業に係る製品の保管の用に供する倉庫        | 1/2      | －        | 〃<br>－16     |
| 17       | 織物業の<br>保管用施設      | 織物の製造の事業を行う中小企業者が、当該事業に係る原材料若しくは製品の保管又は製造の準備の用に供する施設 | 1/2      | －        | 〃<br>－17     |



| 整理<br>番号 | 対 象                            | 要 件 等 ( 概 略 )                                                                | 減免割合     |          | 根拠法令           |
|----------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------------|
|          |                                |                                                                              | 資産割      | 従業者割     |                |
| 18       | 製 綿 業 の<br>保 管 用 施 設           | 綿の製造の事業を行う中小企業者が、当該事業に係る原材料又は製品の保管の用に供する施設                                   | 1/2      | —        | 条規36の3<br>—18  |
| 19       | 機械染色整理業の<br>保 管 用 施 設          | 機械染色整理の事業を行う中小企業者が、当該事業に係る原材料又は製品の保管の用に供する施設                                 | 1/2      | —        | 〃<br>—19       |
| 20       | つ け も の の<br>製 造 用 施 設         | つけものの製造の事業を行う者が直接これらの製造の用に供する施設で、包装、びん詰、たる詰等用以外の施設                           | 3/4      | —        | 〃<br>—20       |
| 21       | 倉 庫 及 び 上 屋                    | 倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法に規定する港湾運送事業の用に供する上屋でそれぞれについて合計3万㎡未満のもの | 全部       | 全部       | 〃<br>—21       |
| 22       | そ の 他 知 事 が 適<br>当 と 認 め る 施 設 | 1～21との均衡を考慮して、事業所税の減免を行うことが適当と認める施設                                          | 一定<br>割合 | 一定<br>割合 | 〃<br>—23       |
| 23       | 災 害 等 に よ り 損<br>害 を 受 け た 家 屋 | 災害等により事業所用家屋が滅失し、又は甚大な損害を受けた場合                                               | 一定<br>割合 | —        | 条188の23<br>①—1 |

※条規36の3-23により、東京都認証保育所及び地方公共団体が設置し指定管理者が管理する介護老人保健施設は、資産割及び従業者割の全部が、地方公共団体等が設置し指定管理者等が管理する自転車等駐車場及び帰宅困難者のための備蓄倉庫で都の補助金の交付を受けたもの（補助金交付決定日から3年以内のものに限る。）は、資産割の全部が減免になります。

（平成29年4月1日現在）

## よくあるお問い合わせ



よくあるお問い合わせの一部を掲載しました。  
なお、実際の事例については、実態に即して総合的に判断する必要がありますので、所管する都税事務所にお問い合わせください。

**Q 1** A法人（3/31 決算）は、4月半ばに店舗を借りて内装工事を行い、5月1日にオープンしました。新設の日はいつになりますか？

**A** 新設の日は、営業開始の日（オープンの日）ではなく、当該業務の準備期間等を含む、原則として賃貸借期間の開始日となります。

なお、算定期間（事業年度等）の中途での新設の場合、月割計算の月数については、新設の日の属する月の翌月から数えます。（Q2 参照）

この例では、4月が新設の日の属する月なので、月数は5月から数えます。

**Q 2** 算定期間（事業年度等）の途中で、事業所の1つを廃止（新設）しましたが、月割計算はどのように行うのですか？

**A** 算定期間（事業年度等）の途中で廃止（新設）をした場合の床面積の算定は、月割で計算します。

廃止の場合は、廃止の日が属する月まで（新設の場合は、新設の日が属する月の翌月から）の月数で計算します。

なお、免税点判定については、算定期間（事業年度等）の末日現在の事業所床面積で行います。

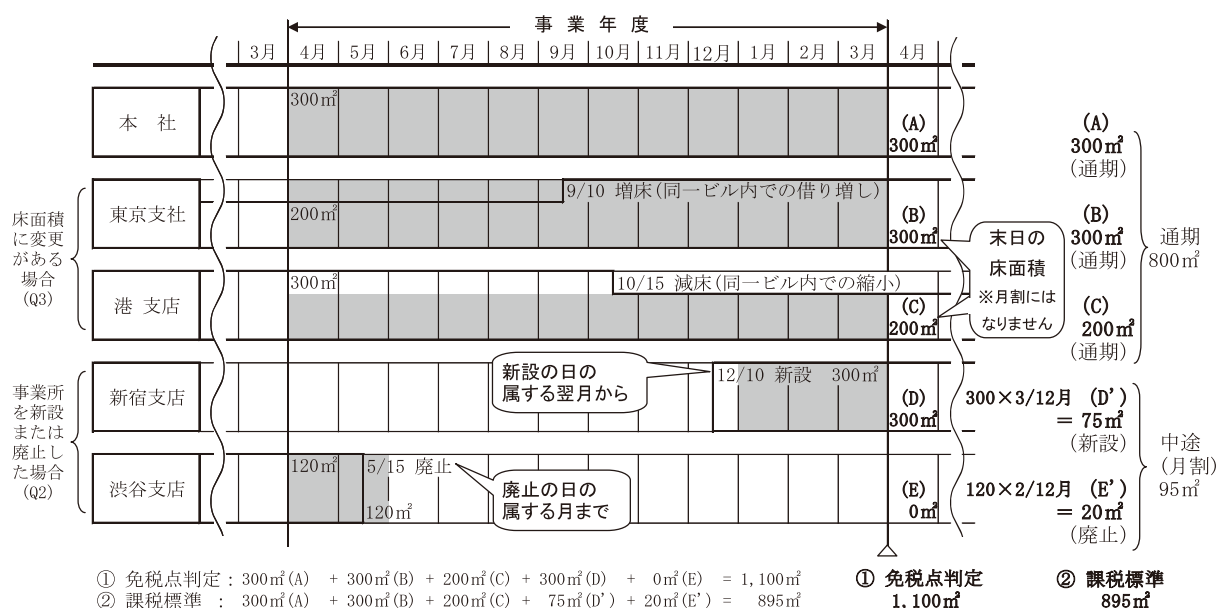
**Q 3** 算定期間（事業年度等）の途中で、さらに同一ビル内の別フロアに事業所等を借り増した場合、月割計算になりますか？

**A** 同一ビル内で、借り増した場合は、事業所等の新設ではないので、月割計算は行わず、算定期間（事業年度等）の末日の床面積が課税標準となります。

**Q 4** A 法人（3/31 決算）は、期末日時点で、本社 300 m<sup>2</sup>、東京支社 300 m<sup>2</sup>、港支店 200 m<sup>2</sup>、新宿支店 300 m<sup>2</sup>があります。また、算定期間（事業年度等）の途中で、次のような異動がありました。課税標準はどうなりますか？

- 5/15 渋谷支店（120 m<sup>2</sup>）を廃止しました
- 9/10 東京支社に事業部を統合するため、100 m<sup>2</sup>借り増しし、300 m<sup>2</sup>となりました
- 10/15 港支店の事業部を東京支社へ統合したため、200 m<sup>2</sup>に縮小しました
- 12/10 新宿支店（300 m<sup>2</sup>）を新設しました

**A** 本社・東京支社・港支店を通期、新宿・渋谷支店を月割で計算し、下図のとおりになります。



**Q 5** 賃貸ビルの一部を借りて事業を営んでいる場合、事業所床面積には、階段やエレベーター等の共用床面積も含まれますか？

**A** 共用部分がある場合の事業所床面積は、専用床面積と共用床面積の合計床面積となるため、含める必要があります。共用部分の床面積は、同一ビル内で各事業者が使用する専用床面積の割合で分し、専用床面積と併せて申告してください。申告の際には、ビルのオーナー、貸主等に共用床面積をお問い合わせのうえ、別表 4（共用部分の計算書）を添付してください。

**Q 6** 倉庫などの従業者が常駐していない事業所等も申告する必要がありますか？

**A** 事業所等とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的、物的設備で継続して事業が行われる場所をいいます。具体的に

は、事務所、店舗、工場、倉庫等をいいます。

従業者が常駐しない倉庫などであっても、通常それを管理する事業所等と一体となつて事業の用に供されているため、当該事業所等と併せて申告する必要があります。

**Q 7 貸ビル業に事業所税はかかりますか？**

**A** 事業所税では、その場所を借りて実際に事業を行っている法人や個人が納税義務者となります。転貸の場合も同様です。ただし、貸ビルの管理人室・管理用品倉庫等、管理のための施設は、貸ビル業者に係る施設となります。

なお、事業所用家屋を貸し付けている方には、事業所用家屋貸付等申告書の提出が義務付けられています。

**Q 8 貸ビル内の駐車場も申告する必要がありますか？**

**A** 貸ビル内の駐車場についても、そこで事業を行う法人又は個人に納税義務があります。したがって、貸ビル業者が自動車を管理・保管することを業として行っている場合には、その駐車場の納税義務者は貸ビル業者となります。

一方、単に駐車スペースを借りて車両を保管しているにすぎない者は、その車両を何らかの事業の用に供していたとしてもそこで事業を営んでいるとはいえないため、納税義務者とはなりません。

**Q 9 研修所と保養所を兼ねて「研修保養所」の名称を使用している場合、福利厚生施設として非課税になりますか？**

**A** 業務にも使用する施設は非課税にはなりません。名称にかかわらず、当該施設が従業員の保養を目的とする従業員の福利厚生施設であると認められる場合を除き、業務用施設として課税対象となります。

なお、保養所として宿泊施設を有するが、昼間において宿泊施設を会議室等として使用して研修が行われる施設は、福利厚生施設であるとは認められません。

**Q10 年度途中で高齢者に該当することとなった場合はどのように取り扱いますか？**

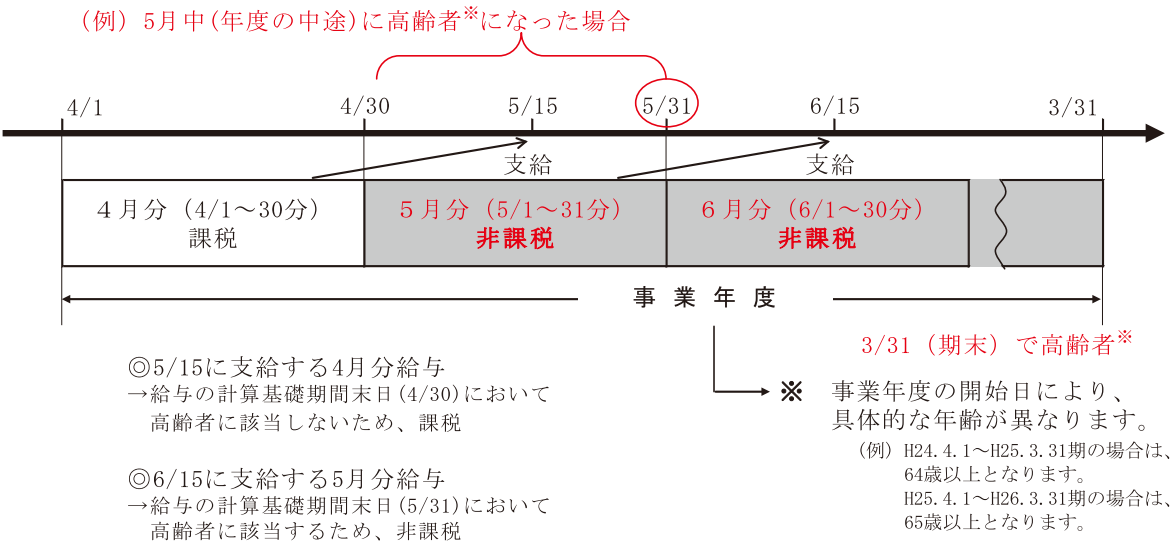
**A 【免税点判定】**

算定期間末日現在で高齢者に該当する者は、課税対象外なので従業者数に含めませ

ん。ただし、役員は、高齢者であっても従業者数に含めます。

【課税標準の算定】

従業者の給与等の計算の基礎となる期間（月給、週給等の期間）の末日において、高齢者に該当することとなる従業者について、その従業者に係る給与のうち、当該期間以降に係る給与等の額を控除して課税標準を算定します。



| 法人の事業年度又は個人の年分の始期               | 高齢者の対象となる年齢 |
|---------------------------------|-------------|
| 平成 18 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度又は年分 | 60 歳以上      |
| 平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度又は年分  | 62 歳以上      |
| 平成 19 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度又は年分  | 63 歳以上      |
| 平成 22 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度又は年分  | 64 歳以上      |
| 平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度又は年分  | 65 歳以上      |

従業者割の非課税及び雇用改善助成対象者の控除対象となる年齢の経過措置について

平成 17 年度地方税法等改正により、障害者及び高齢者に対する従業者割の非課税措置について、非課税となる高齢者の年齢が 65 歳以上となりました。

ただし、次のとおり経過措置が設けられています。

また、上記の改正に伴い、雇用改善助成対象者に対する従業者割の課税標準を 2 分の 1 控除として  
いる措置についても、対象年齢の上限が 65 歳未満となり、同じく経過措置が設けられています。

(平成 17 年改正法附則 9)

| 法人の事業年度又は個人の年分の始期               | 高齢者の対象となる年齢 | 雇用改善助成対象者となる年齢 |
|---------------------------------|-------------|----------------|
| 平成 18 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度又は年分 | 60 歳以上      | 55 歳以上 60 歳未満  |
| 平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度又は年分  | 62 歳以上      | 55 歳以上 62 歳未満  |
| 平成 19 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度又は年分  | 63 歳以上      | 55 歳以上 63 歳未満  |
| 平成 22 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度又は年分  | 64 歳以上      | 55 歳以上 64 歳未満  |
| 平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度又は年分  | 65 歳以上      | 55 歳以上 65 歳未満  |

**Q11 役員は従業者に含まれますか？**

- A** 従業者には、一般の従業員のほか役員、臨時従業者、出向者等も含まれます。  
そのため、役員は、免税点の判定における従業者数に含め（無給の役員を除く。）、役員報酬、役員賞与は従業者割の課税標準となる従業者給与総額に算入します。  
なお、役員は、高齢者及び障害者であっても従業者に含まれます。

**Q12 アルバイトやパートタイマーは従業者の人数に含まれますか？**

- A** 相当短時間の勤務をすることとして雇用されているものについては、免税点の判定においては含めません。

「相当短時間の勤務をすることとして雇用されているもの」とは、アルバイトやパートタイマーなどの形式的な呼称ではなく、勤務の状態によって判定されるものであり、就業規則等で定められた1日の所定労働時間が正規従業者と比較して4分の3未満であるものをいいます。

なお、就業規則等に勤務時間の規定がなく、日々変動する場合には、免税点判定日（期末日）における実勤務時間で比較します。

この場合の免税点の判定においては、課税標準の算定期間中を通じて従業者数に著しい変動がある事業所等に該当しないかどうかをご確認ください。（Q14 参照）

このようにして免税点判定日（期末日）に23区内の従業者を数え、100人を超えた場合には、算定期間（事業年度等）中においてアルバイトやパートタイマーを含む全ての従業者に支払った給与等が従業者給与総額になります。

**Q13 派遣法に基づく派遣労働者が算定期間末日に課税区域外に派遣されている場合、派遣元の免税点判定に含まれますか？**

- A** 課税区域外に派遣されている場合の派遣労働者は、免税点判定に含めません。  
派遣労働者の免税点判定及び課税標準はそれぞれ派遣元の従業者及び従業者給与総額に含めますが、具体的な取扱いは次のとおりになります。

| 算定期間末日の状況       | 免税点の判定 | 課税標準                                                         |
|-----------------|--------|--------------------------------------------------------------|
| 課税区域内への派遣（23区内） | 含める    | 課税区域内に派遣されていた期間の給与等は課税標準に含め、課税区域外に派遣されていた期間の給与等は、課税標準から除きます。 |
| 課税区域外への派遣（23区外） | 含めない   |                                                              |
| 派遣登録のみ（雇用契約なし）  | 含めない   |                                                              |

＊ 算定期間中に課税区域内と課税区域外の両方に派遣されていた場合も、免税点判定は、算定期間末日の派遣状況により行います。

**Q14** A法人(12/31 決算)の従業者は、本店に 80 人のほか、8 月に新設したB支店の各月末の人数が次のとおりとなっています。申告は必要ですか？

| 月    | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 |
|------|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|
| 従業者数 | — | — | — | — | — | — | — | 30 | 50 | 40 | 30 | 15 |

**A** B支店の各月末の人数について、最大の従業者数(9月末 50人)が最小の従業者数(12月末 15人)の2倍を超えているので、課税標準の算定期間中<sup>(注)</sup>を通じて従業者数に著しい変動がある場合に該当します。

この場合、B支店の従業者数は、算定期間の末日の現況による15人ではなく、以下の式により求めます。

$$\begin{aligned}
 \text{従業者数} &= \frac{\text{算定期間に属する各月の末日現在における従業者数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}} \\
 &= \frac{(30+50+40+30+15) \text{ 人}}{5 \text{ 月}} \\
 &= 33 \text{ 人}
 \end{aligned}$$

(注) 算定期間の中で新設された事業所等においては、新設の日の属する月から課税標準の算定期間の末日までの期間をさします。

よって、A法人の従業者数は、80+33=113人となり、免税点を超えますので、納付申告が必要になります。

**Q15** 課税標準の算定期間(事業年度等)の末日に、事業所の新設・廃止等の変動があった場合は、それぞれ免税点判定に含まれますか？

**A** 課税標準の算定期間(事業年度等)の末日に以下のような変動があった場合の免税点の判定は、次のとおりになります。

|                                      | 資 産 割 | 従業者割 |
|--------------------------------------|-------|------|
| ① 末日に廃止された事業所                        | 含める   | 含める  |
| ② 末日に新設された事業所                        | 含める   | 含める  |
| ③ 末日に退職した従業者                         | —     | 含める  |
| ④ 末日に採用された従業者                        | —     | 含める  |
| ⑤ 末日に非課税となった施設                       | 含めない  | 含めない |
| ⑥ 末日に非課税でなくなった施設                     | 含める   | 含める  |
| ⑦ 末日に高齢者 <sup>(注)</sup> に該当することになった者 | —     | 含めない |
| ⑧ 末日に課税団体外へ配置された従業者                  | —     | 含めない |
| ⑨ 末日に課税団体内へ配置された従業者                  | —     | 含める  |

(注) 高齢者の具体的な年齢については、Q10を参照してください。



## 事業所税の課税団体

事業所税の課税団体は、次の76団体です。(平成28年11月1日現在)

### 1 東京都（特別区の存する区域）

### 2 地方自治法252の19①の市（20市）

札幌市、仙台市、新潟市、千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

### 3 首都圏整備法に規定する既成市街地を有する市（3市）

川口市、武蔵野市、三鷹市

### 4 近畿圏整備法に規定する既成都市区域を有する市（5市）

守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市

### 5 人口30万以上の政令で指定する市（47市）

（北海道地方） 旭川市

（東北地方） 秋田市、郡山市、いわき市

（関東地方） 宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市

（中部地方） 富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市

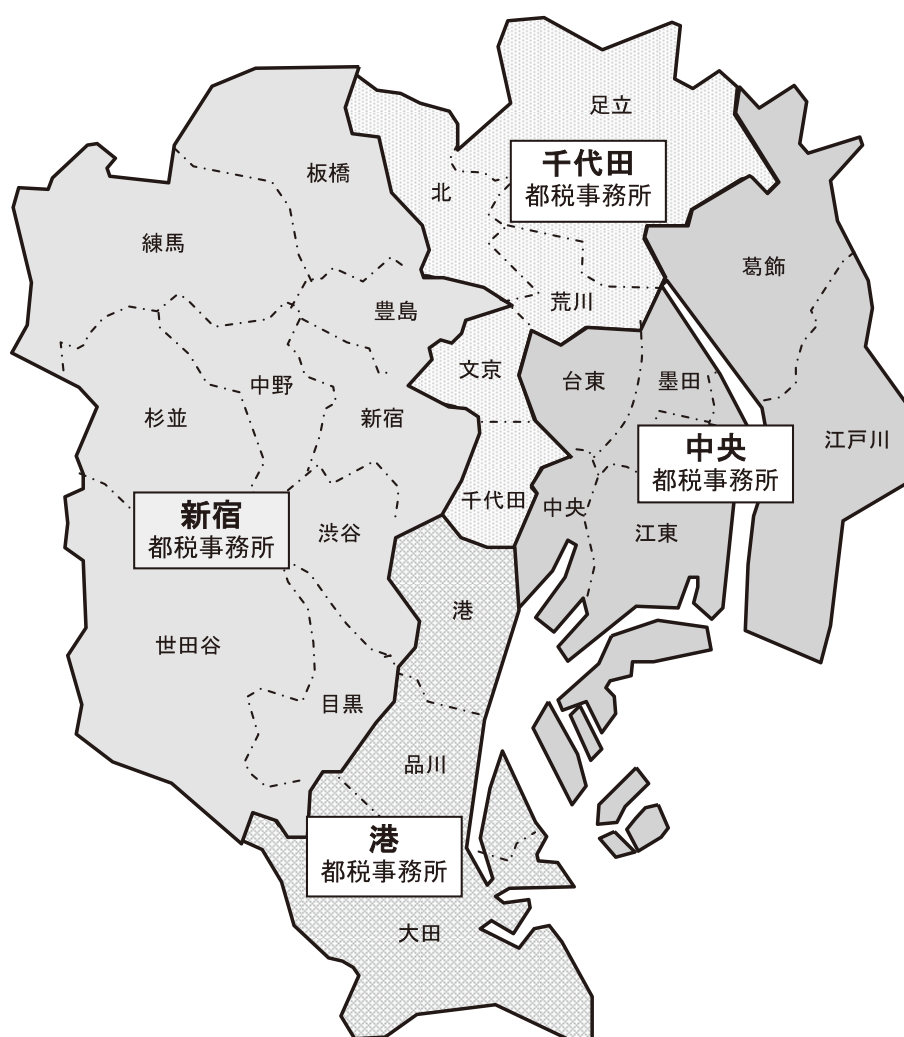
（近畿地方） 大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、奈良市、和歌山市

（中国地方） 倉敷市、福山市

（四国地方） 高松市、松山市、高知市

（九州・沖縄地方） 久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

# 申告書等受付都税事務所一覧



| 提出先<br>(所管都税事務所)                   | 千代田都税事務所                                    | 中央都税事務所                                  | 港都税事務所                                   | 新宿都税事務所                                   |
|------------------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------|
|                                    | 〒101-8520<br>千代田区内神田2-1-12<br>(03)3252-7141 | 〒104-8558<br>中央区入船1-8-2<br>(03)3553-2151 | 〒106-8560<br>港区麻布台3-5-6<br>(03)5549-3800 | 〒160-8304<br>新宿区西新宿7-5-8<br>(03)3369-7151 |
| ①事業所税の申告<br>(主たる事業所等の所在区)          | 千代田区・文京区                                    | 中央区・江東区                                  | 港区・品川区                                   | 新宿区・中野区                                   |
| ②事業所等の新設・廃止申告<br>(新設・廃止した事業所等の所在区) | 荒川区・北区                                      | 江戸川区・台東区                                 | 大田区                                      | 杉並区・渋谷区                                   |
| ③事業所用家屋の貸付等申告<br>(事業所用家屋の所在区)      | 足立区                                         | 墨田区・葛飾区                                  |                                          | 目黒区・世田谷区<br>豊島区・板橋区<br>練馬区                |

- ・申告内容のご相談や郵送・電子申告による申告書等のご提出は、**所管都税事務所**へお願いします。
- ・主たる事務所等が所在する区の都税事務所\*の窓口においても、申告書等の受付を行います。

※ 各都税事務所の所在地や電話番号については、東京都主税局ホームページ (<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>) の  
＜都税事務所等一覧＞をご覧ください。

# インターネットで、らくらく申告♪

事業所税の電子申告・申請、電子納税をご利用ください

## 電子申告にはこんなメリットがあります！

### メリット1

電子申告、電子申請・届出、電子納税の手続を、オフィスや自宅のパソコンから行うことができます。

### メリット2

エルタックス  
eLTAXを利用している複数の地方公共団体への申告を、まとめて一度に送信できます。

### メリット3

ビシーデスク エルタックス  
無料ソフトのPCdeskのほか、eLTAX対応の市販の財務・会計ソフトで作成した申告データを利用できます。

### メリット4

お早めに利用届出の手続を行うと、プレ申告データをダウンロードして利用することができます。※

※市販の財務・会計ソフトをご利用の場合は、対応状況が異なりますのでご利用のソフトの製造元へお問い合わせください。

### 以下の手続が利用できます。

| 電子申告        | 電子申請届出        | 電子納税 |
|-------------|---------------|------|
| 納付申告 修正申告   | 事業所等新設・廃止     | 本税   |
| 免税点以下申告     | 減免申請          | 延滞金  |
| 事業所用家屋貸付等申告 | みなし共同事業に関する明細 | 加算金  |

### 利用開始の手続はこちら

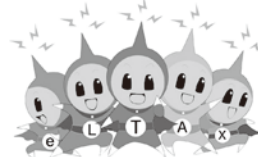
**eLTAX** ホームページ : <http://www.eltax.jp/>  
**eLTAX** ヘルプデスク : **0570-081459**

※一部IP電話等用の電話番号(上記の電話番号でつながらない場合)はeLTAXホームページをご確認ください。

ご利用時間につきましては、eLTAX ホームページをご覧ください。

エルタックス

検索



eLTAXイメージキャラクター  
エルレンジャー

### 東京都主税局ホームページのご案内

東京都主税局では、ホームページを用意しております。メニューは、「都税Q & A」「都税事務所等一覧」「各種様式」などです。「各種様式」から事業所税の申告書等を印刷できますので、ご利用ください。

ホームページアドレス <http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

### 事業所税の手引

平成29年3月22日

登録番号(28)62

編集・発行 東京都主税局課税部法人課税指導課

新宿区西新宿二丁目8番1号

ホームページアドレス <http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

印刷所 協和総合印刷株式会社



東京都主税局

リサイクル適性(B)  
この印刷物は、紙へ  
リサイクルできます。